

御意見と対応について【委員への意見照会】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
1	1	第1 総則 2 計画の性格 (1) 福島県地域防災計画との関係	「原子力安全委員会の定めた「防災指針」を尊重し、3月に取り纏めた中間報告を考慮する」との表現は、正式決定時期と関係するが、適切ではない。 (理由) 原子力規制庁が10月中に部分的ではあるが指針を示すこととしており、考え方が大きく異なる。本計画は、国の原子力災害対策指針と整合を図って整理される必要がある。	○御意見を踏まえ修正しました。 「この計画は、(中略) 国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものである。(後略)」
2	1	第1 総則 2 計画の性格 (3) 国の役割	国の役割にある現地の役割の記述内容は、防災基本計画の改定前のものであり見直しが必要。 (理由) 防災基本計画では、避難対策に係る意思決定はすべて中央で行われることとされており、原子力災害現地对策本部が応急対策を決定する状況に無い。また、原子力安全委員会も既に廃止されていることから表現の見直しが必要。	○御意見を踏まえ修正しました。 「国は、(中略) 原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、対策拠点施設に(中略) 要員及び専門家を派遣し、県及び市町村が行う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じることされている。
3	1		原子力事故に関しては、国や事業者に大きな責任と義務があることは言うまでもないが、ここでは、県が独自に国や事業者などから情報を集め、関係市町村に独自のルートで情報を伝達する基本的役割を果たすことを明確にしておくべきではないかと考えます(他にも追加すべき役割があるかもしれません)。 修正前の地域防災計画原子力災害対策編は、OFCに多くを頼るものであったが、今回の震災と原発事故では、OFCが機能せず、また、県の防災無線などがうまく動かなかったこともあり、結果的に県は明記してあった役割を十分に果たせなかったと思われる。総則には、OFCが機能する、機能しないにかかわらず、県が基本的に果たす役割(独自の情報収集と情報伝達など)があることをしっかり明記しておくべきだと思う。そうでないと、OFCに、活動だけでなく気持ちの上でも依存する防災体制になってしまうおそれがある。政府事故調査委員会の最	○御意見を参考とします。 防災基本計画等で各機関の役割が定められておりますが、県としても環境モニタリング、救護、緊急時被ばく医療活動などを通して収集した情報については、適切に共有を図ってまいります。

御意見と対応について【委員への意見照会】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
			<p>終報告書 p 372には、「原子力災害においては、その規模の大きさから、県が前面に出て対応に当たらなければならない」と指摘されている。国と事業者に大きな責任があることは間違いないですが、今回のように国（そしてOFC）や事業者が不十分な対応しかできない可能性もあるので、この政府事故調の指摘にこたえる意味でも、県が果たすべき基本的役割があることをしっかり自覚して、明記すべきだと思う。</p> <p>特に情報収集と情報伝達は、国、事業者、OFCが機能しない場合を想定して、県の方からも積極的に行うことを明記すべきだと思います。</p>	
4	1～2	<p>第1 総則 3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え</p>	<p>複合災害への備えに関して。今回の福島原発事故は、複合災害であり、いろいろな問題が生じたと思うが、私が避難した自治体をまわって、また福島県の原子力安全対策課の聞き取り調査によって感じたことは、それぞれの人、それぞれの班や組織はとてもし生懸命に目の前の仕事に取り組んだのだが、組織間の横のつながりがなく、情報の共有がなく、その結果として生じた問題が多くあったということ（県の場合であれば、双葉病院の問題など（寝たきり老人が多かったことの情報共有ができなかった）。政府事故調の最終報告書p371でも厳しく批判されている）。今回のような複合災害が起こると、実際の現場は様々な混乱が生じる。その中でも、いかにして情報を共有して、全体の状況を把握し（複数に分かれているものの統括も必要）、助け合ったり補い合ったりできるかが複合災害に遭遇した場合のカギになると思われる。そのようなことも意識した書き方が必要なのではないか。</p> <p>また、各自治体の防災拠点や施設・設備の耐震性の確保、通信設備の耐震化、避難するための道路の複数化や、避難するためのバスを停車させておくための広いスペースなども必要になると思われる。</p>	<p>○御意見を参考とします。 今後の見直しにおいて検討してまいります。</p>

御意見と対応について【委員への意見照会】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
5	2	第1 総則 3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え	住民にも訓練に参加してもらい、自ら何をすべきかについて理解してもらうことが読めるような表現を追記してはどうか。 (理由) 住民に対する放射線等に関する知識の普及等は不可欠であるが、訓練において自らの役割を理解してもらうことも重要である。	○御意見を踏まえ修正しました。 (以下のとおり追記) 「このため、本計画においてはこれらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等への参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練(後略)」
6	2	第1 総則 3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え	複合災害への配慮に関して、今回の対応の経験から複合災害対応に対して何を備えておかねばならないのか記述しておく必要があるのではないかと。(国による検討も必要であり、一般災害対策編で読むことも考えられるが) (理由)「通信設備の多重化、非常用電源設備の整備」を追記しているが、複合災害時には予め定めた体制が構築できないこと、また、原子力災害対応特有のモニタリング等、フィールド活動が極めて困難となることも予想される。このことから、これらをも考慮した記述が必要であると思われる。	○御意見を踏まえ修正しました。 (以下のとおり追記) 「このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等への参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる放射線モニタリング等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。」
7	6	第1 総則 5 防災関係機関の事務または業務の大綱	防災関係機関の事務または業務の大綱として、(9)に関係する指定公共機関の業務を記述しているが、具体的に連携を図ることとしている放医研、その他原子力機構などについての記述が必要ではないか。 (理由)「6 広域的な活動体制」で読み替えるとも思われるが、計画としてはどの組織とどのような形で連携を図るかを具体的に決めておくべきもので、訓練でその検証を行うことが重要。	○御意見を参考とします。 手続き後に指定公共機関として記載するものとします。
8	9	第2 原子力災害予防計画 4 情報の収集・連絡体制等の整備	衛星電話は改訂に含まれていますが、「東京電力(株)が連絡員を市町村等へ派遣」という参考資料2の見直しが見えません。また、電力職員の派遣で問題が解決するわけではなく、通常の通信が途絶すれば彼らも連絡がつかなくなるわけですから、県独自で通報体制を確実にすることが絶対必要です。	○御意見を踏まえ修正しました。 東京電力(株)の連絡員の派遣は、計画に記載しました。 通報連絡については、県独自の総合情報通信ネットワークのほか、専用回線による緊急時連絡網の構築、衛星携帯電話の配備などにより備えてまいります。

御意見と対応について【委員への意見照会】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
9	10	第2 原子力災害予防計画 6 緊急事態応急対策拠点施設の整備	0FCを複合災害時にも正常に機能するように整備することが必要なのは言うまでもない。しかし今回の事故では0FCが機能しなかったわけであるから、県はそのような場合にも対応できる体制を構築すること（もちろん県だけではできないが…）を明記した方がよいのではないかと思われる。	○御意見を参考とします。 オフサイトセンターの整備は国が示すガイドライン等を踏まえ検討していくこととしますが、御指摘のようにオフサイトセンターが機能しない場合の情報共有の在り方などについても今後、検討してまいります。
10	11	第2 原子力災害予防計画 7 環境放射線モニタリング体制の整備	緊急時モニタリング計画の立案に関して、「原子力安全委員会の定める指針に基づき」と記述されているが、表現の見直しが必要と思われる。 （理由）近く環境モニタリング指針の改定のための検討が行われることとなっていることを踏まえると、現時点では「原子力安全委員会が定めた指針を尊重する」までと思われる。3月時点で指針が改定されていれば、原子力規制庁が定めた指針に基づき」にすべき。	○御意見を参考とします。 環境放射線モニタリング指針については、現状は原子力安全委員会が定めたもののみであることから、原子力規制委員会が新たな指針を制定した段階で記載を修正するものとします。
11	14	第2 原子力災害予防計画 9 避難収容活動体制の整備 （2）関係市町村における避難計画の作成にあたっての留意事項 ク 住民輸送に関する事項	住民輸送の項目がありますが、参考資料でも指摘されているように、自家用車による避難が多くなると予想されます。その対策と情報付与の方法を検討すべきです。	○御意見を参考とします。 避難手段については、今回の災害の経験を踏まえ検討する必要がある、今後、避難計画の策定において具体的な検討を行うものとします。
12	16	第2 原子力災害予防計画 9 避難収容活動体制の整備 （4）広域的な避難のための計画の作成	事故想定に係りますが、現状では万が一避難指示解除準備区域からの避難があるとすれば（4）項の広域的避難が中心と考えられます。そちらを中心に計画すべきと考えます。	○御意見を参考とします。 今後、避難計画の策定において具体的な検討を行い、必要な事項については地域防災計画計画にフィードバックすることを検討します。

御意見と対応について【委員への意見照会】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
13	24 25 図3-1-1 47		国関係の組織名の修正が必要。 (理由) 経済産業省原子力安全・保安院、文部科学省防災環境対策室の旧組織名となっている。	○御意見を踏まえ修正しました。 それぞれ原子力規制委員会原子力規制庁、同監視情報課に修正しました。
14	26	第3 原子力災害応急対策計画 2 災害対策本部の設置 (3) 災害対策本部における活動	県庁の災害対策本部における活動について。OFCが機能する、機能しないにかかわらず、県庁の災害対策本部が、国や事業者、または独自のルートからきちっと情報を集め、関係自治体や関係機関等に情報を伝達する活動を行うことを明記すべきだと考える。実際、今回の事故では、OFCが機能せず、県庁の災害対策本部がその役割を果たす必要が生じたと思われる。安全神話が存在していた状況下では、OFCの機能不全を可能性に含めることはなかったと思うが、今後はそのようなことも考慮に入れて、計画を作るべきではないか。 なお、同時に、福島県庁は、東京電力や国のTV会議システムなどにも接続して、現場のリアルな情報を直接把握する体制をとること、また、官邸など関係機関にも県の職員を送り込み、そちらの情報をしっかり把握すべきだと考える。このようなことははっきりと明記した方が良いのではないか。そうでないと、OFCが機能しない場合に、関係自治体および県民に対して十分な情報を伝達する責任を果たせないように思われる。	○御意見を参考とします。 防災基本計画等で各機関の役割が定められておりますが、県としても環境モニタリング、救護、緊急時被ばく医療活動などを通して収集した情報については、適切に共有を図ってまいります。
15	27	第3 原子力災害応急対策計画 2 災害対策本部の設置 (4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部	サイトや周辺の様子が月ごとに変化している現状を考えますと、緊急事態応急対策拠点施設や現地災害対策本部が現状での対応に相当とは思えません。むしろ県庁の対策本部で一元管理することの方が有効と思います。参考資料2見直しp.2にも指摘されています。計画本文自体にその内容を反映させるべきです。	○御意見を参考とします。 対策拠点施設や現地本部の機能は災害対策本部等が担っている現状にあり、今後の本部と現地本部等の在り方について検討してまいります。
16	32	図3-2-3 福島県災害対策本部事務局組織(原子力班)	総則に関する部分でも指摘したが、政府事故調が厳しく批判しているように、今回の震災においては、県の災害対策本部内において、複数の班が縦割りになり、横の連携がなくなり、それらを全体として把握・統括する役	○御意見を参考とします。 特に複合災害時には各班とも業務が交錯するおそれがあることから、原子力災害の被害把握等については原子力班に一元化したもの

御意見と対応について【委員への意見照会】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
			<p>割を果たすものがなく、情報が入っていないながらもそれが共有されず、様々な問題が起こったと思われる。複合災害が起こると、どうしてもこのような状況に陥りがちである。</p> <p>これを回避するために、どのような対策がなされているのか、どこの班が全体を見渡し、情報共有を促進する役割を担うのか、今一つ分かりにくい形になっていると思う。また、原子力班が正式に設置されたため、総括班の役割から「原子力発電所の被害状況に関すること」が消去されているが、全体を見渡す役割を果たす可能性が高いと思われる総括班と原子力班との情報共有はどのようになされるのか、分かりにくくなっているように思われる。</p>	<p>です。</p> <p>総括班については、今般の見直しにおいて、震災対策編等と合わせ、他の班の上位とする位置付けとしており、情報共有については、各班とも情報はすべて共有することとしています。</p>
17	33	図3-2-3 福島県災害対策本部事務局組織(原子力班) 原子力班	<p>原子力班の役割が、「原子力発電所の被害状況に関すること」とあるが、もう少しはっきり「原子力発電所の被害状況に関する情報収集および関係自治体、関係機関などへの情報伝達」と書いた方が良いと思われる。</p>	<p>○御意見を参考とします。</p> <p>防災基本計画等で各機関の役割が定められておりますが、県としても環境モニタリング、救護、緊急時被ばく医療活動などを通して収集した情報については、適切に共有を図ってまいります。</p>
18	36	第3 原子力災害応急対策計画 2 災害対策本部の設置	<p>図3-2-3 福島県災害対策本部事務局組織(原子力)の「原子力班」の事務分掌に「退避及び避難の指示に関すること。」は必要ではないか。</p> <p>(理由) P57の6(3)「屋内退避及び避難の決定、実施」において、「知事は、・・・又は独自の判断により・・・」とあるとしており、事務局としては必要な分掌事項と思われる。</p>	<p>○御意見を踏まえ修正しました。</p> <p>原子力班の事務分掌に「6 屋内退避及び避難の指示に関すること」追加しました。</p>
19	48	第3 原子力災害応急対策計画 2 災害対策本部の設置	<p>現地災害対策本部の合同対策協議会の緊急事態対応方針決定会議において防護対策を決定することと記載されているが、会議体名及び所掌業務について表現の見直しが必要。</p> <p>(理由) 原子力防災会議の定めた原子力災害対策マニュアル(10月19日決定)では、合同対策協議会としては全体会議のみ組織されることとなっている。</p>	<p>○御意見を踏まえ修正しました。</p> <p>緊急事態対応方針決定会議にかかる記述は削除しました。</p>

御意見と対応について【委員への意見照会】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
20	58	第3 原子力災害応急対策計画 6 退避及び避難 (4) 避難所の設置 ア 関係市町村長の措置 (ア) 避難所の開設 (イ) 避難所の周知	(4) アの(ア)、(イ)に、合同対策協議会に報告する、連絡するとあるが、これはOFCが正常に機能して合同対策協議会が開催されていることを前提しているように思われる。OFCが機能しなかった場合の報告先、連絡先も加えておくべきではないかと思う。	○御意見を参考とします。 オフサイトセンターの整備は国が示すガイドライン等を踏まえ検討していくこととしますが、御指摘のようにオフサイトセンターが機能しない場合の情報共有の在り方などについても今後、検討してまいります。
21	58	第3 原子力災害応急対策計画 6 退避及び避難 (5) 屋内退避及び避難の実施 ア 屋内退避	(5) ア(イ)などに、「テレビ・ラジオ及び新聞等」とあるが、屋内退避の状態では新聞が配達されない可能性が高いということもあるし、このまま新聞を残したとしても、インターネットの活用についても触れておいた方がよいのではないかと思われる。ここだけではなく、他にも同じような指摘ができる部分があると思います。 なお、これは地域防災計画の修正案に直接書くことではないと思われるが、一つのアイデアとして、何か問題が起こった場合に、県が県民に対して直接災害情報を伝達することができる手段を再度洗い出し、必要があれば新しいものを整備することも視野に収めるべきではないか。ツイッターなどのソーシャルメディアもそうだし、災害ラジオのようなものをすぐに立ち上げて利用するようなことも考えてはどうか。	○御意見を踏まえ修正しました。 インターネット等の活用については、原子力災害予防計画において記載していますので、御指摘の応急対策の章においても記載するものとなりました。 また、通報連絡手段については震災対策編等も含めて、今後マニュアル等を検討する際に御意見を踏まえてまいります。
22	64	第3 原子力災害応急対策計画 10 緊急被ばく医療活動の範囲 (1) 緊急被ばく医療の範囲 ア 初期被ばく医療	初期被ばく医療機関は、一部復旧していませんし、運営している病院は限られた資源で困難な通常診療をこなしていると理解しています。作業者の初期被ばく医療に関してはOFCでの運用が確立しているわけですので、実効性とかけ離れたことを計画で決めずに、別途定めるとして、OFCのフローを引用できる様にする方が、実効的です。住民の初期被ばく医療は、避難が広域にわたるため、構築が簡単ではありませんが、保健所の機能を十分活用する体制と、遠方の病院での診療、または、遠方の病院も初期に指定することがないと、これも動かないと考えます。	○御意見を参考とします。 被ばく医療に係る内容については、別途実務的に検討が進められておますので、その結果も踏まえてまいりたいと考えております。

御意見と対応について【委員への意見照会】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
23	68	第3 原子力災害応急対策計画 10 緊急被ばく医療活動 (3) 緊急被ばく医療活動の実施 イ 医療班の活動 (キ) 安定ヨウ素剤の配布	福島県においては、安定ヨウ素剤の配付が、必要か、検討が必要です。事業者及び専門機関からの情况分析が望まれます。ただし、(キ)の記述自体は、具体的計画ではありませんから、この記述を残す方法はありません。	○御意見を参考とします。 廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止した原子炉を対象とすることから、安定ヨウ素剤の配付については検討が必要であり、国に本県固有の指針として求めているところです。 それを踏まえた上で記載を検討したいと考えております。
24	68	第3 原子力災害応急対策計画 10 緊急被ばく医療活動の範囲 (3) 緊急被ばく医療活動の実施 イ 医療班の活動 (キ) 安定ヨウ素剤の配布	安定ヨウ素剤の配布については書いてあるが、甲状腺のスクリーニングについても書くべきではないか。今回の事故では、事故発生直後、ヨウ素がまだ検出できる状況下での甲状腺スクリーニングが十分に行われなかったという問題が指摘されているように思われる。最終的には、長い時間をかけて、甲状腺の検査を行っていく必要があるとしても、安定ヨウ素剤の配布を書くのであれば、甲状腺スクリーニングについても書き加えた方がよいのではないかと思われる(今後は、福島県ではヨウ素被ばくをそれほど考えなくてよいということであれば、また、発災直後に甲状腺を検査する体制を組むことは非現実的であるということであれば書く必要がないことかもしれないが、県民はそういうことを望んでいると思う)。	○御意見を参考とします。 被ばく医療に係る内容については、別途実務的に検討が進められておますので、その結果も踏まえてまいりたいと考えております。
25	74	第4 原子力災害復旧計画 2 各種制限措置の解除 (1) 各種指示の解除	2の(1) 原子力安全委員会→すでに廃止されているので、修正する必要があると思われる。	○御意見を踏まえ修正しました。
26	74	第4 原子力災害復旧計画 3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	外部被ばくに関してはこれでいいと思うが、すでに県が行っているように、内部被ばくを避けるためには、食品のモニタリング調査、ホールボディカウンターによる検査などが必要になってくる。外部被ばくに関わる環境モニタリング調査だけでなく、内部被ばくに関わるこれらの調査や検査に関しても実施して結果を公表すると書いた方がよいと思われる(すでに行っていることです)。	○御意見を参考とします。

御意見と対応について【委員への意見照会】

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
27	全般		<p>福島県の第1, 第2原発の現状は、運転中の他の原発と大きく異なっており、そこで起きうる事故の種類や規模を想定することなしに防災計画を見直ししても、極めて不十分な型をあわせただけのものとなってしまいます。</p> <p>本来、可能性の高い事象だけでも想定して改訂をすべきです。他県とは全く事情が違ふことは明らかです。もしこのまま進めるのであれば、2ページに暫定的重点地域などの表現は見られますが、1ページの目的と性格の項に、事故想定が不十分な状況での暫定的取りまとめである旨明記すべきです。</p>	<p>○御意見を参考とします。</p> <p>事故炉等がある本県の実情を踏まえた防災計画とすべきと考えており、国に対して本県固有の指針の策定を求めています。</p> <p>一方、「第1 総則 2計画の性格(1) 福島県地域防災計画との関係」において、「この計画は、(中略)国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものである。」としますが、本県の実情と指針とがそぐわない重点区域の考え方について、「暫定」重点区域をととしています。</p>